

## 矢板市空き家バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、矢板市における空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）の有効活用を通して、空き家等の抑制及び定住の促進により地域の活性化を図るため、矢板市空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家 個人の居住又は店舗運営を目的として建築され、現に居住又は使用していない市内に存在する建物及び敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とするものを除く。
- (2) 空き地 住宅、店舗等の建築に適当な面積を有する土地であつて、個人が、現に使用していない市内に存在する宅地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とするものを除く。
- (3) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利により、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (4) 空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。
- (5) 媒介業者 市が空き家バンクの実施について協定を締結する団体の会員のうち空き家バンクへの協力を申し出た業者で、空き家等に関し、所有者等と利用希望者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は媒介を行うことができるものをいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

2 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員に該当する者又は同条第5号に規定する密接関係者は、空き家バンクを利用することができない。

### (空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクにより空き家等の登録を受けようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）及び空き家等の登録に関する誓約書（別記様式第2号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

### (空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「物件登録者」という。）は、登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届出書（別記様式第4号）を市長に届け出なければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第6条 市長は、登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに空き家バンク登録抹消通知書（別記様式第5号）により当該物件登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク登録抹消届出書（別記様式第6号）の提出があったとき。
- (2) 空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき（登録の更新があった場合を除く。）。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

（空き家等の情報の公開）

第7条 市長は、登録物件に関する情報について、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。ただし、物件登録者が希望しない事項については、この限りでない。

（空き家等の利用申込み等）

第8条 空き家バンクを利用しようとする利用希望者は、空き家バンク利用登録申込書（別記様式第7号）及び空き家バンクの利用に関する誓約書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、空き家バンク利用者台帳に登録するとともに、空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。
- 3 物件登録者又は媒介業者は、第1項の規定による申込みがあったときは、遅滞なく当該利用希望者との交渉を開始するとともに、市長にその内容を報告するものとする。  
（利用者の登録事項の変更の届出）

第9条 前条第2項の規定により通知を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク利用登録事項変更届出書（別記様式第10号）を市長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、空き家バンク利用登録抹消通知書（別記様式第11号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家バンク利用登録抹消届出書（別記様式第12号）の提出があったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき。

- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) 登録から2年を経過したとき（登録の更新があった場合を除く。）。
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき。

（情報の提供）

第11条 市長は、必要に応じ、利用登録者に対して、空き家バンク登録台帳に記載された情報を提供するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 市長は、物件登録者及び利用登録者との空き家等に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 物件登録者及び利用登録者の契約交渉は媒介業者が行うものとする。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものであり、市長は一切の責任を負わない。

（個人情報の取扱い）

第13条 物件登録者及び利用登録者は、空き家バンクの利用により取得した個人情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。本事業の利用を終了した後も、また同様とする。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流出し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (3) 市長の承諾なくして個人情報を複写又は複製をしないこと。
- (4) 個人情報について、漏えい、毀損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

（関係法令等の順守）

第14条 物件登録者、利用登録者、協定団体及び媒介業者は、空き家バンクへの登録物件の売買等に当たっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。